

+

+

## 通 告 書

前略、当職は上杉隆氏（以下、上杉氏といいます）の代理人弁護士です。

貴社の運営するニュースサイト「BLOGOS」の2012年10月12日付の「読売の記事を盗用した上杉隆氏」とタイトルした記事につき、先日、上杉隆事務所名義において削除、撤回を要求しました。しかし、現在に至るも貴社は何らの対応もされていません。次のとおり通告致します。

(1) 貴社は、「読売の記事を盗用した上杉隆氏」と何らの留保、根拠も付さず断定し、この、「読売の記事を盗用した上杉隆氏」という派手派手しいタイトルを連日、貴社の「BLOGOS」という2400万人以上の閲覧者が訪れるサイトに閲覧可能という状態を継続させています。通常の閲覧者がこの記事を見れば、上杉氏が読売の記事を盗用したと思うでしょう。

(2)

1. 言うまでもないことですが、ジャーナリストにとって、他人の記事を盗用したと断定されることは致命的なダメージとなります。ジャーナリストとして失格であると烙印されるものです。ジャーナリスト生命が危機に瀕することになります。こんなこと位は貴社も理解されるでしょう。

2. 御承知のように、刑法上、民法上において名誉毀損というのは、「公然と事実を摘示して他人の社会的信用を低下させること」とされており、貴社は、「読売の記事を盗用した上杉隆氏」と断定しているのですから、公然と事実を摘示して上杉氏のジャー

+

+

ナリストとしての社会的信用を著しく致命的に低下させたものであることは明かであり、名誉毀損に当たることはもちろんです。

3. もっともその記事が、①公共の利害に関する事実に係り、②かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合には、③真実であることの証明があったとき（真実性）もしくは真実と信じるにつき相当の理由があったとき（真実相当性）は違法性が阻却されることになります。

しかしながら、違法性阻却事由の存在の主張・立証責任は貴社が負担していることは言うを待ちません。

### (3)

1. 公共利害性についてはともかく、公益目的性について多大の疑問がありますが、まず、本書面では記事の真実性などを問題とします。記事（「読売の記事を濫用した上杉隆氏」）の真実性もしくは真実相当性（以下、併せて「真実性」といいます）については当然、貴社において記事の真否について厳格な調査・検証を行い、記事の真否を判断しなければならないと思います。

2. ところが、本文の著者である池田信夫氏はまったく上杉氏に直接にも間接的にも取材をしていません。貴社の関係者からの取材も一切ありません。まったく誰も上杉氏に裏付け取材もせずに、「読売の記事を濫用した上杉隆氏」と断定することは許されるのでしょうか。普通あり得ないと思います。

3. また、記事掲載後においても、池田氏および貴社の関係者からも上杉氏に対し「記事の真否を確認したいので取材に応じてほしい」旨の申入れもありま

せん。上杉氏が、池田氏や貴社に対し取材を拒否する意思を表明したこともまったくありません。何時でも上杉氏には貴社らの取材に応じる用意はあります。上杉氏の希望するのは真実を明らかにすることだけなのです。

4. 記事の裏付け取材を事前にも事後にもしていないのに、連日、貴社が「B L O G O S」において、「読売の記事を盗用した上杉氏」なる記事を垂れ流しているのは許し難いことであり、ジャーナリストである上杉氏には耐え難いことであり、悪意のある人格攻撃であるとしか思えません。

5. もし、仮に貴社が断定したとおり、「読売の記事を盗用した上杉氏」ということが真実であれば、盗用された読売新聞が上杉氏に対し、同新聞の著作権が侵害されたことにつき抗議し、謝罪を求め、記事の削除などを要求してくるでしょう。しかしながら、現在に至るも読売新聞から上杉氏に対し公式にも非公式にも、上杉氏が読売新聞の記事を盗用したという指摘はまったくありません。もちろん、謝罪、記事の削除などの要求もありません。

貴社も池田氏も、貴社が、上杉氏によって記事が「盗用」されたと断定している当の読売新聞にもまったく取材していません。こんなことは通常あり得ないと思われ、私にはまったく理解できません。

6. すなわち、貴社は執筆者である上杉氏にも、貴社が「盗用」された被害者であると断定している読売新聞にも、「読売の記事を盗用した上杉氏」なる記事の真実性につき、まったく裏付け取材をしていない。にもかかわらず、貴社は、「読売の記事を盗用した上杉氏」と断定し、前述したとおり虚偽の事実

+

+

を垂れ流していると言わざるを得ません。

7. ニュースを発信する際に、その真否を確認するために関係者（上杉氏、読売新聞など）に取材することは、ジャーナリズムの最低限の、初歩的な、しかし基本的な義務と考えられます。しかし、貴社は「BLOGOS」に関するパンフレットにおいて、「字数制限のないインターネットの論壇誌が、政治・経済誌に匹敵する影響力を持ち始めています。」と標榜し、2008年には閲覧数が2400万回を突破したと豪語し、その影響力は多大であると主張しているのに、ジャーナリズムの最低限の、初歩的にして基本的な義務（当事者などに記事の真否を確認することなど）を無視して「読売の記事を盗用した上杉氏」と断定したものです。断じて許容することはできません。

(4)

1. 以上により、貴社に対し、即刻、「読売の記事を盗用した上杉氏」なる記事を削除するよう強く要求するものです。
2. 本書面到達後3日以内に記事の削除がなされない場合には、上杉氏は貴社に対し、自らの名誉を回復し、業務妨害に対する損害賠償等の請求などを求めて、法的措置をとらざるを得ない旨決意しています。
3. 貴社の冷静にして誠意ある対応を期待しています。なお、本件に関しては当職宛に連絡下さい。

2012年10月22日

+

+